

第 1 回鳥獣害防止森林区域に関する有識者会議 議事概要

1. 日 時 平成28年 5 月27日 (金) 13 : 30~16 : 00

2. 場 所 農林水産省 林野庁AB会議室

3. 議 事

- (1) 「鳥獣害防止森林区域に関する有識者会議」開催要領 (案) について
- (2) 「鳥獣害防止森林区域に関する有識者会議」開催スケジュール (案) について
- (3) 森林における鳥獣害対策について
- (4) 森林法等の一部を改正する法律の概要について
- (5) 鳥獣害の把握及び評価に係る既存資料について

4. 出席者 別紙のとおり

5. 議事概要

議事次第に基づき事務局から説明を行い意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・ 区域設定については、防除等を計画的に行う区域では被害率・面積等は減少するが、新たに他の区域 (防除等を行わない) に被害が拡大する可能性が高いため、ある程度広範囲で区域設定をしておく必要があるのではないかと。鳥獣害防止の方法については、造林木と林地の保護の両面でみた場合、防護柵の設置が有効ではないかと。防護柵の場合、設置の低コスト化と、定期的なメンテナンスが重要。
- ・ 当地では全域でシカ被害が発生していることから、森林全域を町単独人工造林事業の対象地としている (植栽に加え防護柵の設置等に対し、10%の補助の嵩上げ)。区域を分けることは非常に困難。
- ・ 被害初期の段階で対策を行うことが重要と考えるが、この段階では、森林所有者を説得するのは総じて困難。このまま放置したら被害が起きてしまうことを、いかにして森林所有者に理解してもらうかが重要。
- ・ 森林経営計画が未実施等の際の認定取消しや、補助金返還等の扱いはどうなるのか。
- ・ 鳥獣害防止の方法について、防除を主体と考えるのか、捕獲を主体に考えるのかが問題。捕獲が主体の場合には、鳥獣保護管理法の第二種特定鳥獣管理計画等との調整について検討することが必要。
- ・ 被害の評価について、枝葉の食害、樹皮剥ぎ、下層植生の被害はそれぞれ被害地が異なる。鳥獣害防止森林区域の対象とする被害を明確にし、それぞれの被害にあった評価手法を提示していく必要。
- ・ 鳥獣害防止森林区域について、どの被害度レベルを維持していくかは、森林によって異なる。人工林でなく、生物多様性の保全や公益的機能の発揮を期待される森林について、どのような対応をしていくのか検討が必要。
- ・ 植栽から保育までの期間は収入が見込めないため、市町村が鳥獣害防止森林区域を設定しても、森林所有者にとって防護柵の設置等を行う費用が負担できない状況にあることから、工夫が必要。

(別紙)

第1回鳥獣害防止森林区域に関する有識者会議出席者名簿

◇有識者

(五十音順、敬称略)

氏名	職名
足立 孝明	公益社団法人埼玉県農林公社森林局経営・森林施設担当 副課長
上田 善浩	徳島県那賀郡那賀町林業振興課 副課長 兼 森林管理サポートセンター室長
小泉 透	国立研究開発法人森林総合研究所 研究ディレクター
佐藤 繁	長野県林務部森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室室長
佐野 真	国立研究開発法人森林総合研究所 森林管理研究領域長
濱崎 伸一郎	(株)野生動物保護管理事務所 代表取締役
藤木 大介	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授
星野 義延	国立大学法人 東京農工大学大学院農学研究院 准教授
湊谷 雅浩	北海道白糠郡白糠町経済部経済課 主幹

◇林野庁

宮澤 俊輔	研究指導課長
宇野 聡夫	計画課 首席森林計画官
森山 昌人	研究指導課 森林保護対策室長
崎野 健輔	経営企画課 国有林野生生態系保全室長